

調達要求番号： 51-08-0730-4095

情 報 本 部 仕 様 書			
品 名 又は 件 名	飯岡地上局分電盤・配電盤の改修役務	仕 様 書 番 号	
		D I H - L G - 2 6 0 6 9	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和8年 7月 24日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作 成	情報本部画像・地理部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「飯岡地上局分電盤・配電盤の改修役務」（以下、本役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1.2.1 引用文書

情報本部における立入禁止場所等に関する達 [情報本部達第4号(20.3.19)]

1.2.2 関連文書

a) 企画

NDS C 0002

地上用電子機器通則

b) 仕様書

GLT-CG-C000001

陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

DSP Z 9004

技術変更提案書の様式

DSP Z 9008

品質管理等共通仕様書

c) 法令等

電気事業法

(昭和39年法律第170号)

電気通信事業法

(昭和59年法律第86号)

労働安全衛生規則

(昭和47年労働省令第32号)

秘密保全に関する訓令

(平成19年防衛省訓令第36号)

2. 本役務に関する要求

2.1 役務の実施態勢

契約の相手方は、本役務の実施に当たって、履行に必要な資格を有する業務事業者を確保すること。

2.2 本役務の概要

本役務は、使用電力が大幅に増加することが見込まれる区画について、必要箇所に分電盤を新設するとともに、既存の分電盤の電源回路の接続換えすることを目的とするものである。

2.3 一般的要求事項

本役務における一般要求事項は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は図 1 に示す位置に設置された分電盤の改修及び電源回路の配線に先立ち、発電機室及び通信機材室内の分電盤及び電源回路配線の詳細を確認し、その結果を基に必要な作業を実施する。
- b) 本役務は、複数にまたがる地上局（アンテナ／ペDESTAL装置及びレドーム等）の増設事業及び地上局の維持（無停電電源装置の更新）事業と連携して作業を進める役務であり、当該事業を含め、情報本部の運用に影響を及ぼすことのないよう限定された時間枠で進める必要があることから、契約相手方は本役務の実施に当たり、官側と念入りに調整を行うことで地上局（アンテナ／ペDESTAL装置及びレドーム等）の増設事業及び地上局の維持（無停電電源装置の更新）事業との連携を図る。

2.4 本役務実施場所

本役務を実施する場所は、千葉県旭市塙三番割情報本部飯岡地上局舎（防衛装備庁飯岡支所内）とする。その細部は図 1 のとおりである。

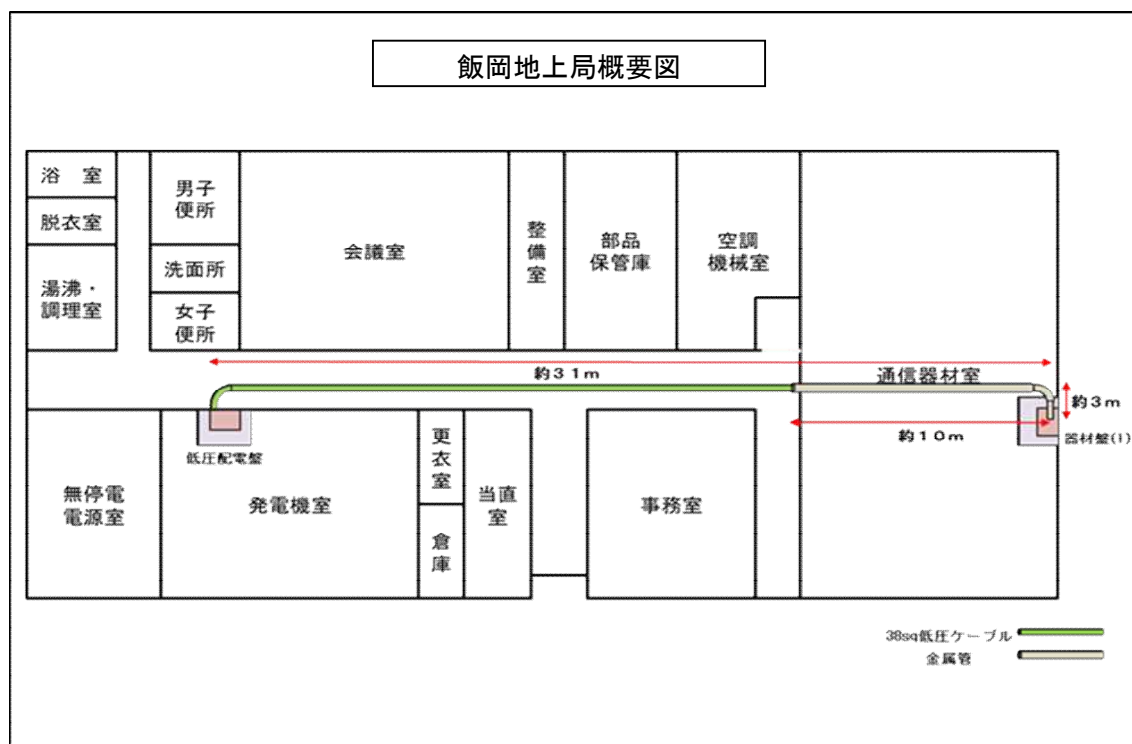


図 1 役務の実施場所

2.5 役務期間

本役務の期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

2.6 実施要領

実施要領については、次のとおりとする。

2.6.1 分電盤改修役務

- a) 契約相手方は、本役務の対象となる既設の分電盤・配電盤と電源回路配線の現状を把握・確認するため、本役務の契約締結後、速やかに役務実施場所に立ち入り、事前調査を行わなければならない。
- b) 契約相手方は、**4.1 表3**に示す**実施計画書**に基づき、分電盤改修工事を行うものとする。
- c) 契約相手方は**表1**に示す部材を準備するものとする。

表1 分電盤改修使用部材

No	品名	規格	数量	単位	備考
1	電線管	EP-E51	18.00 (隠ぺい 15.00m, 露出 3.00m)	m	又は 同等品
2	ケーブル	EM-CE 38mm2 -3C	48.00 (管内 20.00m, ケーブルラック 28.00m)		
3	〃	EM-CE 22mm2 -3C	10.00		
4	低圧配電盤・低圧主幹盤		1	式	
5	器材盤		1		
6	手元開閉器	3P3E125A	2	個	
7	〃	3P3E75A	1		
8	電線	HIV 22mm2×3	1.00	m	

2.6.2 改修後の点検

契約相手方は、分電盤・配電盤の改修後に、官側の立会の下、**表2**の点検項目に基づき、点検を行い、分電盤及び電源回路が正常に作動することを確認する。

表2 部品交換点検項目

N o	点 検 項 目
1	各部品が堅固に固定されているか。(コネクタ、ケーブル及びねじ等のゆるみはないか。)
2	電源線・接地線等が作業図面どおりに接続されているか。
3	電源線・接地線の絶縁抵抗の測定値が規定の数値になっているか。
4	ブレーカーが正常に機能しているか。 (ブレーカーのON、OFF時の一次側及び二次側の電圧測定等)
5	各部材の電圧測定の測定値が規定の数値になっているか。
6	異音・異臭等はないか。

2.7 養生

契約相手方は、本役務の履行に当たり廊下、ドア等に適切な養生を行い、施設に損害を与えないこと。なお、養生に必要な材料は、契約相手方が準備する。また作業終了後は、保護剤及び施設の養生に使用した資材は取り外し、契約相手方がすべて回収する。

2.8 損傷発生時の対応

本役務の履行において施設等に何らかの損傷が生じさせた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の責任及び費用負担により修復を行うこと。

2.9 本契約の履行に必要な細部の調整

この仕様書に定めるもののほか、本契約の履行に当たり細部の調整が必要な場合には、契約相手方と官側で調整して決定するものとする。

3 品質保証

3.1 監査・検査

監督・検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、契約締結後速やかに表3に示す内容を記載した**実施計画書**（2部）を官側に提出し、承認を得るものとする。

表3 提出書類

No	名 称	数量	提出時期	提出先	媒体	備 考
1	実施計画書	2部	契約後速やかに	情報本部 画像・地理部 (市ヶ谷)	紙	作業予定表, 作業 実施項目, 作業図 面, その他必要事 項を記載
2	役務実施報告書	2部	役務実施完了日から2週間以内			役務実施日時, 役 務実施項目, 役務 実施内容, 役務実 施人員等, 改修後 試験及び動作確認 の結果を記載

4.2 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- 契約相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- 契約相手方は、本役務の履行に当たり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。

4.3 立入手続

立入禁止場所への立ち入り等については、次のとおりとする。

- 契約相手方は、本役務の履行に当たり必要となる飯岡地上局の立入禁止場所への立入手続について、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に基づき、官側と調整の上、行うものとする。なお、立入りの申請が許可されるまでには期間を要することから、契約相手方は、本契約の締結後、速やかに申請の手続を行わなければならない。

- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うに当たっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養される、立ち入りにふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業に当たっては、官側の立会者の統制に従うこと。

4.4 官側の支援

契約相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.5 廃材の処理

本役務の履行等により廃材が生じた場合は、契約相手方が処分する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。